

一部負担金の例

	受 診 内 容	一 部 負 担 金
1	1日の受診で自己負担額が500円以上かかった場合	1日500円までを支払います。
2	1日の受診で自己負担額が500円未満の場合	その500円未満の額を支払います。
3	同じ月に2つ以上の医療機関で受診した場合	それぞれの医療機関で1日500円までを支払います。
4	同じ医療機関で同じ日に、医科診療（小児科、皮膚科、眼科、耳鼻科、外科など）を複数受診した場合（旧総合病院での受診など）	1日500円までを支払います。
5	同じ医療機関で同じ日に、医科診療と歯科診療を受診した場合	医科診療で1日500円までを支払い、さらに歯科診療で1日500円までを支払います。
6	同じ医療機関で同じ日に2回以上受診した場合 （午前と午後受診した場合など）	1日500円を支払います。（通院1日と数えます） *1回目の負担金が500円未満の場合は、2回目以降に500円になるまで支払います。
7	通院後即日入院となった場合	1日500円までを支払います。（入院1日と数えます）
8	午前中に通院した後、容態が急変して午後再度通院し即日入院となった場合	午前中は通院にかかる医療費として500円までを支払います。午後は入院にかかる医療費として500円までを支払います。（通院1日・入院1日と数えます）
9	訪問看護・柔道整復・あん摩マッサージ・はり・きゅう等の施術を受けた場合	1日500円までを支払います。
10	院外処方の場合	一部負担金はありません。
11	治療用装具を装着した場合 （弱視用めがね、補装具など）	一部負担金はありません。 ※ ただし、還付される額に上限があります。 （自己負担額は子ども医療費と加入保険から返還されます。⇒手続きが必要です）